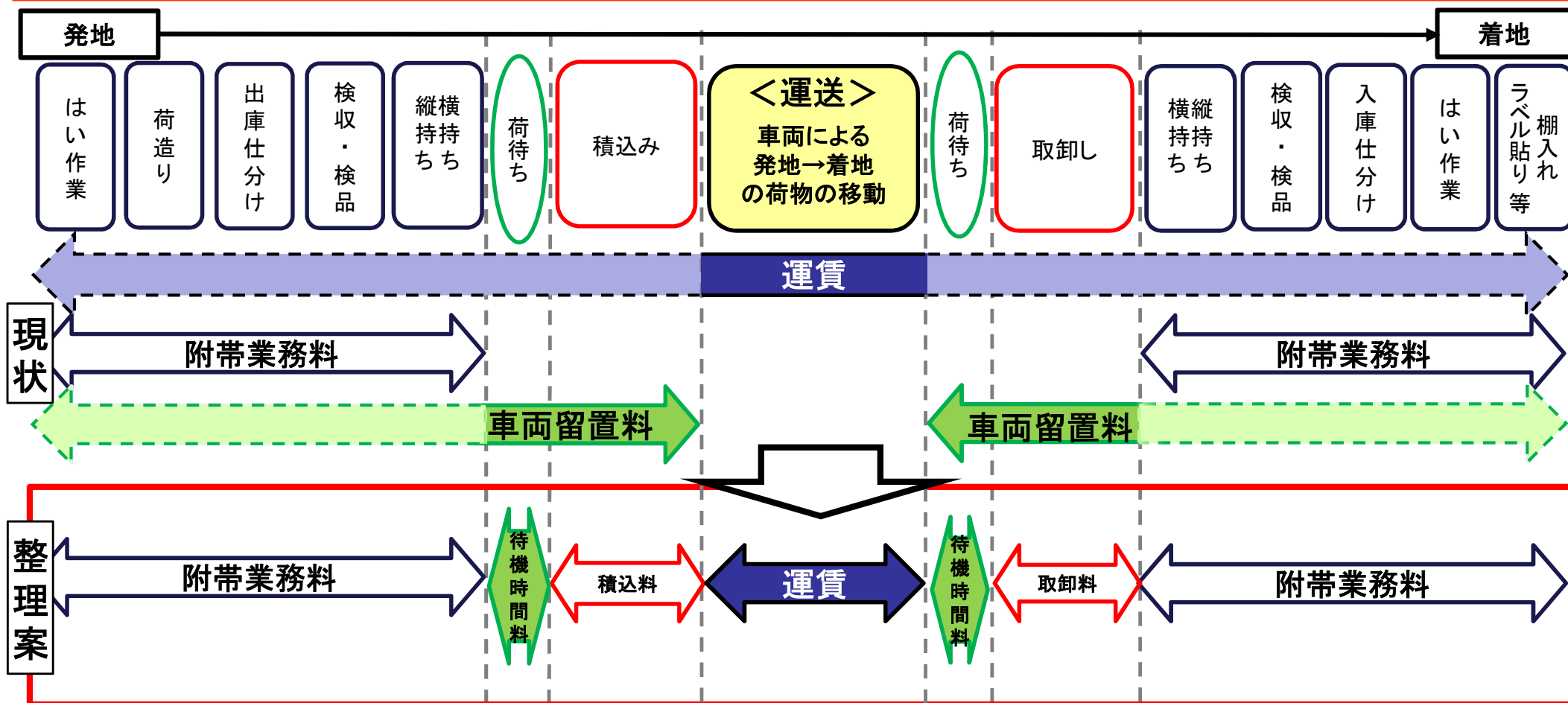


- 運賃が運送の対価であることを明確化するため、運賃の範囲を明確化する通達を発出する。
- 適正な運賃・料金を収受するための方策として標準貨物自動車運送約款を以下の通り改正する。
 - ①荷送人が運送依頼をする際に作成する運送状等の記載事項について、「待機時間料」、「積込料」、「取卸料」等の料金の具体例を規定する。
 - ②荷待ちに対する対価を「待機時間料」とし、発地又は着地における積込み又は取卸しに対する対価を「積込料」及び「取卸料」とそれぞれ規定する。
 - ③附帯業務の内容に「横持ち」、「縦持ち」、「棚入れ」、「ラベル貼り」及び「^(※)はい作業」を追加する。等



(※)はい作業：倉庫等において袋や箱を一定の方法で規則正しく積み上げたり、積み上げられた荷をくずしたりする作業

平成29年8月15日

標準貨物自動車運送約款等の一部改正に伴う事業者の手続き等について

(公社) 全日本トラック協会
輸送事業部・企画部

標準貨物自動車運送約款等の一部改正に伴い、事業者においては下記の手続きが必要となります。届出の詳細については各運輸支局にお問い合わせ下さい。なお、今後、国土交通省貨物課・全ト協において、届出に関する様式例、記載例を作成する予定です。

1. 改正告示後の標準運送約款等を使用する場合

- 改正告示後の標準運送約款等を営業所に掲示する。
- 運賃及び料金の変更届出を行う。

2. 現在、標準運送約款等ではなく認可を受けた運送約款を使用している事業者が、現在使用している運送約款に今回の標準運送約款等の改正した項目を追加した運送約款に変更する場合

- 改正した項目を追加した運送約款を使用することについて、改めて認可申請を行う。
- 認可を受けた運送約款を営業所に掲示する。
- 運賃及び料金の変更届出を行う。

なお、引き続き改正告示前の標準運送約款等を使用する場合は、改正告示前の標準運送約款等を使用することについて、認可申請を行うこととなります。

また、現在、標準運送約款等ではなく認可を受けた運送約款を使用している事業者が、引き続き現在の運送約款を使用する場合は、手続きは不要となります。